

公布された規則のあらまし

佐賀県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三八号）

1 佐賀県公益認定等審議会の庶務のうち、移行認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、公益目的支出計画が完了していないものに対して行う報告の徴収、立入検査及び質問に関する事務を、経営支援本部以外の本部等で処理させることができることとした。（第一条関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。